

## 樹立の背景

□これまで研究開発に対する政府の投資が拡大されたことで、特許の創出は多大な成果<sup>\*</sup>を上げたが、特許の活用は先進国に比べると不十分だという指摘があった。

※政府 R&D 特許出願(件)：(‘08)14,134 件→(‘13)23,766 件(168%↑)、(‘14、特許庁)

○その中でも公共研究機関の研究生産性(研究費比技術料の収入)<sup>\*</sup>が米国の1/4に過ぎず、未活用の特許が7割<sup>\*\*</sup>を占めるなど、特許の活用実績が先進国に比べると非常に低迷している状況だ。

※公共研の研究費100億ウォン当たりの技術料：(韓国)2.3億、(米国)9.7億

※※休眠特許(未利用特許)の割合(‘13)：(企業)42.5%、(公共(研)、大学)70.6%

○研究現場と産業界では、特許の活用促進に向けて、政府事業によって生み出された特許を政府が所有するよりは、特許技術を開発した企業または機関が所有できるようにする制度改善を持続的に求めてきた。

※国防・セキュリティーなどの理由がない場合は、SW産業の振興に向けてSW知的財産権を開発企業が所有すべき(‘14.4、中小企業中央会、SW政策研究所)

□米国、日本など先進国は、知的財産の事業化を促すため、政府が特許を所有・管理してきた仕組みから民間が特許を所有・活用する仕組みに転換<sup>\*</sup>した。

※(米)Bayh-Dole Act(‘80)、(日)産業活力再生特別措置法(‘99)、産業技術力強化法(‘07)

○しかし、韓国は政府が予算を支援するため、企業が開発した特許を政府が所有・管理することになっていて、

○民間の自由な所有・活用による経済革新の足かせになってきた。

□従って、政府事業によって生み出された特許を政府が所有・管理していた仕組みから、民間が所有・活用する仕組みに転換し、

○新市場と雇用の創出に貢献するため、同方案を策定した。

## 主な推進内容

□同方案は、公共特許の民間活用を促進するための特許所有と活用制度の改善に重点を置いた。

○政府事業によって生み出された特許を事業化するための投資が拡大されるように、政府の予算を使ったとしても、実際に技術を開発した企業や機関が特許を所有する制度を政府事業の全般に拡大し、

○公共機関が保有している特許や国防研究開発事業による成果を利用して、企業が商品化に乗り出せるよう、その活用プロセスにネックになる制度を見直し、

○政府事業によって生み出された特許の所有に関する法令情報を統合して提供するほか、国際共同研究に向けた知的財産の帰属基準を策定していくとの計画だ。

### 1. 政府事業によって生み出された特許について、開発機関の所有を拡大

政府事業によって生み出された特許の活用を促進するため、技術を開発した企業などがその特許を所有する制度の導入を拡大する。

[1]政府発注事業によって生み出された特許について、開発機関の所有を許容する。

（'14年末「計約例規」の改正・施行）

○現在は、用役など政府発注事業によって生み出された特許について、「政府（発注機関）と開発機関が共同で所有」するようになっており、開発機関の創意工夫に対する権益を侵害し、特許の活用に支障<sup>\*</sup>をきたしている。

※その他企業による特許の利用を許諾すること、特許を担保に銀行融資を受けることなどは、共同所有者の同意を得るよう法令に規定している（特許法第99条）。

○今後は、「契約当事者間の協議を通して、特許所有者を弾力的に決定」できる。

- 例えば、「政府」と「事業に参加する企業」が当事者間の協議を通して「開発機関の特許所有」を規定できるようになったことで、開発機関も政府との共同所有ではなく、企業単独で特許を所有することができる。

＜政府発注事業の特許所有制度の改善案＞

区分	現行		改善(案)
特許所有主体	政府 - 開発機関の共同所有(○) 開発機関の単独所有(×)	➡	当事者間の協議を通して 特許帰属主体や持分などを決定
適用契約(事業)	用役契約(SW 用役も含む)		用役契約(SW 用役を含む) 物品購買(製造)契約

予想効果	用役など政府発注事業の特許所有に関する機関の自立性および企業の交渉力の向上
☞(現行) 政府発注事業で特許を「政府と開発機関の共同所有」に制限し、用役企業がさらなる努力を行って創出した特許も「用役企業の単独所有」が困難 ☞(今後)用役企業がさらなる努力を行って創出した特許について、協議を通して単独所有を可能としたため、新商品の開発のみならず、当該特許を活用した特許担保融資、その他企業への使用許諾など、多様な活用が可能	

[2] 未来部、産業部など、それぞれの政府部処が推進する研究開発事業については、「開発機関による特許所有の原則」が適用される。(‘14.8 から段階的施行)

※(‘14.8)「国家研究開発事業の管理などに関する規定」の改正・施行→

(‘14. 下半期～’15)それぞれの部処による研究開発事業に関する規定の改正・施行

○現在は、産官学が実際に研究開発を行って特許技術を開発したとしても、知的財産を所有することができず、不満の声があった。

○しかし、これからは実際に特許技術を開発した機関が特許を所有することになる。

- そのために今年 8 月、開発機関が研究開発の成果を所有するという原則を政府研究開発事業に関する共同管理規定に反映しており、
- 今後も、それぞれの政府部処の研究開発事業に関する規定を改正し、全部処の研究開発事業に適用されるようにする。

＜政府研究開発事業の成果に対する所有制度の改善案＞

区分	現行		改善(案)
研究開発による成果の所有主体	(原則) 主管の研究機関が所有 (例外) 開発機関が所有	➡	原則として開発機関の所有で統一

**予想効果** 実際に技術を開発した機関が特許所有→研究意欲の向上、事業化投資が可能

(仮想事例)A社(開発機関)とB社(開発機関)は、E研究所(主管の研究機関)とともに政府研究開発事業の「未来型自動車の開発事業」に参加し、A社は「エンジン用新素材」、B社は「高効率エンジン構造」、A社-B社-E研究所が共同で「エンジン自動組立工程」を開発。

☞(現行)E研究所が「エンジン用新素材」、「高効率エンジン構造」など、全ての特許を所有  
⇒A社、B社は、開発技術の追加改良、事業化への投資を躊躇

☞(今後)「エンジン用新素材」特許はA社、「高効率エンジン構造」特許はB社、「エンジン自動組立工程」特許はA社-B社-E研究所が共同所有  
⇒A社とB社は自主的に「エンジン用新素材」と「高効率エンジン構造」の技術に関する量産技術を追加開発し、国内・国外に商品を販売

[3]政府事業によって生み出された職務発明(特許)について、参加企業は正当な承継を受け、従業員は正当な補償を受けることができるようにする。

(‘14年末「契約例規」の改正・施行、’15年上半期「国家研究開発事業の管理などに関する規定」の改正・施行)

○現在は、企業などが政府事業に参加した場合、職務発明を企業が承継したか、従業員が保有しているかが不明確なため、当該職務発明の所有権に対する紛争の発生可能性が高くなっていた。

○今後は、企業などが政府事業に参加する場合、「特許所有関係の明確化」に向けた規定※(「研究成果の機関所有の原則」を明示、職務発明の譲渡規定など)をそれぞれの部処の協約または契約関連規定に反映する。

※企業が従業員から職務発明の譲渡を受ける勤務規定や契約を意味し、従業員が職務発明を企業に譲渡すれば、企業は正当な補償義務が発生

-そのため、企業の立場からすると、政府事業によって創出された特許の所有権の関係が明確となり、従業員は企業に譲渡した特許について正当な補償を受けることもできる。

<政府事業によって創出された特許を参加企業に承継するための改善案>

区分	現行		改善(案)
政府研究開発事業	従業員による職務発明(特許)	➡	特許所有関係の明確化に向けた規定を反映
政府発注事業	の企業譲渡可否が不明		

**予想効果** 企業と従業員間の特許所有関係が明確となり、従業員に正当な補償が可能

(仮想事例)新規ベンチャー企業の A 社は、政府が進める国家研究開発事業に参加し、同事業において従業員「甲」が職務発明をした後、ベンチャー企業の A 社は、当該職務発明に対する特許を獲得。

⇒(現行)A社に「職務発明の譲渡規定」がない場合、A社が国家研究開発事業で獲得した特許が実際には従業員の「甲」の所有になる可能性が有る。

⇒(今後)A社に「職務発明の譲渡規定」がないとしても、国家研究開発事業の協約を締結する際に「職務参加の譲渡規定」を提出するため、A社が獲得した特許が従業員の「甲」の所有になる可能性がなく、A社の所有が明確となる。

⇒従業員は、職務発明制度に基づいて所属企業から正当な補償を期待できる。

## 2. 公共機関が所有した特許の民間活用を強化

公共機関や大学が所有している特許と国防研究開発の成果を活用するに障害となる制度を大幅整備する。

[1]公共機関が有している特許の事業化に積極的に投資する企業を対象に「専用実施(独占実施)または売却」を幅広く許容する。

(‘15 下半年「技術移転・事業化促進法施行令」、「公務員職務発明の処分・管理および補償」などに関する規定の改正・施行)

○現行の法令は、公共機関が有している特許を原則として誰でも使用(通常実施の原則)できるように定めている。

- そのため、公共機関が有している特許の事業化に投資した企業が投資資金の回収に難航しており、公共機関特許の事業化を躊躇させる原因となっている。

○今後、公共機関が有している特許について「一定期間、通常実施の需要がない場合」、「特許の所有機関が事業化を促すために必要性を認める場合」などには、最初に事業化した企業のみ当該特許を使用できるよう、企業の独占実施許容を拡大する。

＜政府・公共(研)が有している特許の専用実施・売却を許容する要件に関する改善案＞

区分	現行	改善(案)
専用実施および売却の要件	通常実施の需要がない場合 (期限の制限なし)	 (改正)一定期間(例:技術開発以降2年)、通常実施の需要がない場合 (新設)特許所有機関が技術移転・事業化に向けて、その必要性を認めた場合

予想効果

特許を事業化する企業に投資費用を回収する機会を付与、収益の追加投資を誘導

(仮想事例) A社は、政府が所有している「折り畳み式の農地耕作装置」の特許に関する実施許諾を受け、「試作品」を現場で使えるように技術を改良した後、商品を製作・販売。

☞(現行)後発企業のB社も遅れながら特許実施許諾を受けてA社のものと類似した複製品を発売 ⇒ A社は、収益性が悪化し、事業化への投資費用を回収することもできず、事業の中止を考慮

☞(今後)後発企業の市場参入が遮断され、A社は事業化への投資費用を回収 ⇒ A社は、収益を活用して「折り畳み式の農地耕作装置」を改良・販売

[2]国防に関する研究開発に参加する研究所や企業などに特許を活用する機会を付与し、国防研究開発特許の事業化を活性化する。

(‘14「防衛事業法」の改正が推進中、’15 下半期施行の目標)

○現在は、国防研究開発の成果を国または国防科学研究所(国科研)のみが所有することになっており、民間で積極的に国防研究開発に参加することがほとんどなく、研究開発の自主的なフォローアップを阻害している。

○今後は、国防研究開発に参加する開発機関が政府出損研究所などの非営利機関の場合、国または国防科学研究所と共同で特許を所有することにするほか、

- 開発機関が企業などの営利機関の場合、輸出の際、政府などに納付する技術料を減免または免除する計画だ。

武器体系・中核技術 R&D		知的財産権の所有機関			法令
主管機関	開発機関	現行		改善(案)	
国科研 産官学 企業	国科研	国科研	→	現行と同じ	国科研法
	非営利 機関	国または 国科研		「国または国科研」と 非営利機関で共同所有	防衛 事業法
	営利機関 (企業)	国または 国科研		国または国科研が所有し、 営利機関が輸出する際に 技術料を減免・免除	防衛 事業法

#### 予想効果

政府出損研究所の研究開発への持続的な投資、防衛産業技術の民需適用を誘導

(仮想事例) E 研究所(政府出損機関)は、国防科学研究所が推進した国防研究開発に参加し、精密誘導武器を制御する「高速移動時の方向・速度の補正技術」を開発

☞ (現行) 国防科学研究所が特許を単独所有しており、E 研究所は「高速移動時の方向・速度の補正技術」を開発したにもかかわらず、収益創出および民需適用に難航

☞ (今後) E 研究所は、国防科学研究所と特許を共同所有し、「高速移動時の方向・速度の補正技術」を民間の「高速列車」に適用して収益を創出

#### 予想効果

防衛産業企業の輸出競争力を向上

(仮想事例) A 社は、政府が推進する国防研究開発事業に参加し、「自動小銃技術」を開発し、国が当該「自動小銃技術」に関する特許を所有

☞ A 社は、「自動小銃技術」の輸出交渉を行う際、国に支払わなければならない技術料の減免・免除を受けて価格競争力が高まり、輸出交渉で有利な立場を確保

[3] 大学と企業が共同で所有する特許について、民間活用の要件も緩和する方案を検討し、改善する計画だ。

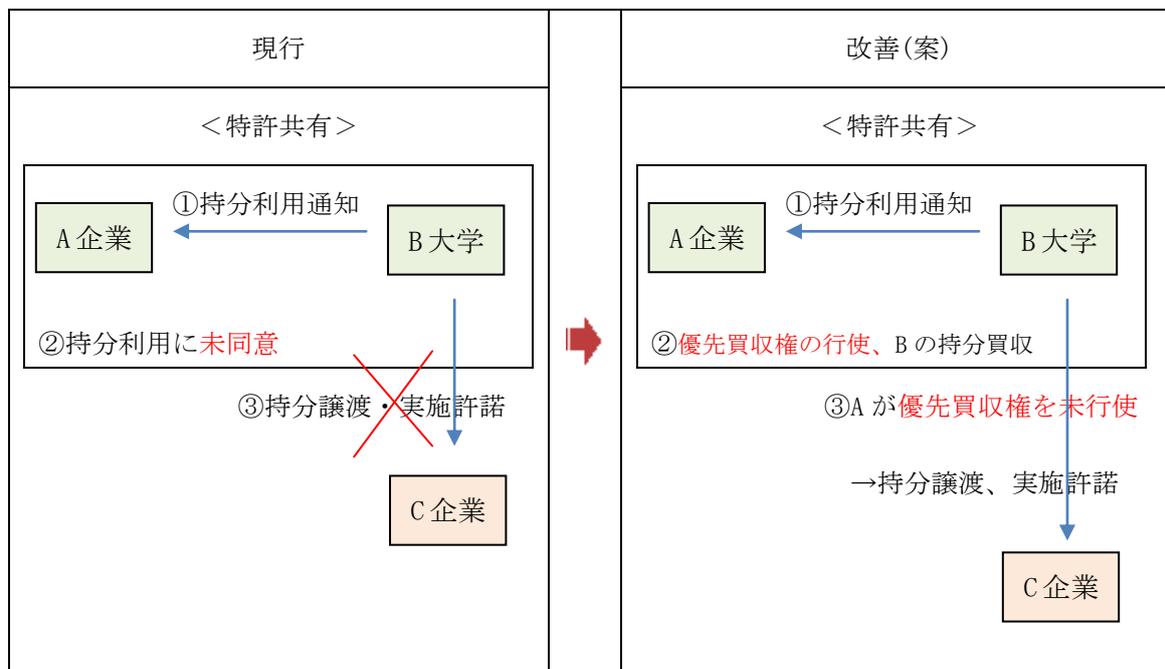
(‘15「特許法」の改正を推進、’16 施行を目標)

○現在は、特許を共同で所有する場合、一部の共有者(B)が特許を活用(持分の譲渡、実施の許諾)するためには、その他の共有者(A)の同意が必要となっている(特許法第 99 条)。

- そのため、大学など(B)が特許を活用しようとしても共同所有者の企業(A)が同意しない限り、収益を得られる機会が遮断される状況だ。

○今後は、特許を直接実施する能力のない大学など(B)のため、「その他の共有者(A)の同意規定」を廃止し、その他の共有者に「優先買収権を付与」するなどの方案を検討する予定だ。

< 共有特許の利用制度の改善(案) >



予想効果

共有特許に関する共有者同意規定を改善し、大学による特許活用機会を拡大

(仮想事例) A社とB大学が共同で研究開発した「ロボット制御技術」に関する特許を獲得・共有し、C会社が当該「ロボット制御技術」の使用を要請

☞(現行) A社が「ロボット制御技術」の移転に同意せず、B大学は共同所有した特許の活用が不可能

☞(今後) B大学は、A社から収益を創出するか、特許活用が可能

→(事例1) A社が「優先買収権」を行使した際、B大学はA社から収益創出

→(事例2) A社に「ロボット制御技術」の特許は防御目的として維持している休眠特許なため、優先買収権を行使する必要がなく、B大学がC社への「ロボット制御技術」特許移転に同意

### 3. 特許など知的財産権の帰属に関する法体系を整備

□政府事業によって生み出された特許の所有に関する法令体系を整備する。

○現在、政府事業によって創出された特許の所有規定が様々な法律に散在しており、企業などが適用規定を把握することが難しくなっていた。

○今後は、政府・地方自治体・公共機関などが進める事業に参加する企業などのために様々な法律に散在している特許の所有と活用に関する情報を統合して提供\*する。(15 下半期中)

※例：「公共特許による成果の所有・活用ガイド」の開発・普及などを推進

- ひいては、政府事業によって生み出された特許の所有・活用に関する法律体系を整備する方案も検討して策定する予定

□国際共同研究開発を推進する場合、特許など研究開発の成果の帰属、収益配分などの内容を盛り込んだ知的財産権の所有と活用に関する「国際共同研究に関する協約の標準モデル」を開発・普及する(14～)。

○現在は、国際共同研究の推進に向けて必要とされる知的財産権の帰属基準や標準協約モデルが不十分で、海外研究機関と共同研究を行う際、特許の所有と活用の問題で困難が生じている。

○今後は、今年 4 月に開発した韓 - 英共同研究協約標準モデルを米国、日本、欧州諸国など、主な共同研究開発協力国に対して、段階的に開発・普及する予定だ。

#### 予想効果

国際共同研究の際、国内機関の知的財産権所有に関する権益を保護

(仮想事例) 韓国の K 社と米国の U 研究所は、国際共同研究を通して「機械部品」を開発し、米国内で特許を出願・獲得

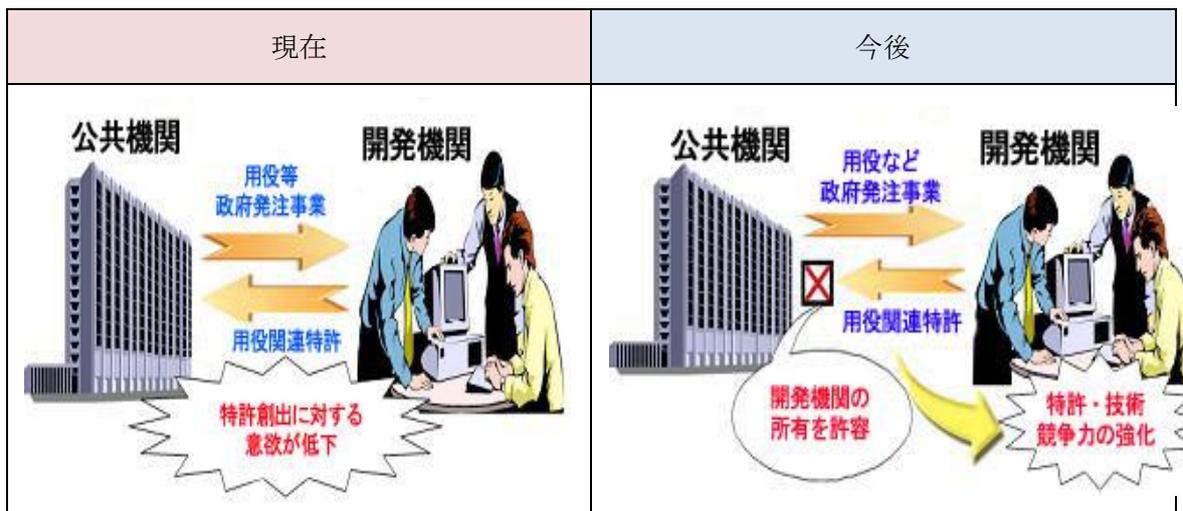
☞ K 社と U 研究所間に「共同所有特許を第 3 者に移転する場合、その他の共有者の同意が必要」という内容が契約書上に抜けており、U 研究所は「機械部品」を K 企業の競争会社に移転

※韓国では契約書に明示しなくても、一部の共有者が共同所有特許を第 3 者に移転しようとする場合、その他の共有者の同意が必要

## 期待効果および今後の計画

□以上の方案により、関連制度の改善が完了すれば、

○実際に技術を開発した企業や機関が特許を所有することになり、研究開発に対する産業界の意欲が高まり、企業の技術競争力も向上する上、



○公共機関などが保有している特許が死蔵することなく、事業化によって新産業と市場の創出につながると期待されている。

### < 公共特許による成果の民間活用例 >

政府使用	民間利用が可能な技術	民間市場
政府電子文書システム	起案・決済・保管・日程の管理	企業文書管理システム
政府会計・購買システム	予算・支出の管理 発注・見積の機能	企業の会計・購買システム
武器試験用の太陽光技術	太陽光の照明技術	植物農場、精神治療用照明
精密誘導武器	音速で方向と速度を補正	高速作動物体の動作制御

(政府)  (民間)

○さらに、政府事業に参加する企業は「職務発明の譲渡規定」などを備えなければならぬため、職務発明補償制度の導入率が高まり、

- 従業員に対する正当な補償文化が拡散し、企業の優秀人材の確保にも貢献すると見られる。

※職務発明補償制度の目標導入率（職務発明補償制度の活性化方案、'13.11）：  
（'13）46.2%→（'17）70%

□特許庁のキム・ヨンミン庁長は、「今度の方案が公共特許の活用を促進させ、新産業と雇用を創出し、企業の技術競争力を強化することに貢献すると期待している。これから、関係部処と緊密に協力し、同方案が充実に履行されるように丁寧に点検し、特許の活用促進に向けた制度改善事項を持続的に発掘・改善していきたい」と述べた。

＜政府の予算支援により創出された特許に対する国別「開発機関特許所有制度」の比較＞  
(’14.7 基準)

区分		米国	日本	韓国
政府 研究 開発 事業	対象 分野	連邦政府による 全ての研究開発事業	政府による全ての研究開 発事業	政府による研究開発事業 (国防関連は除外)
	特許 帰属 主体	開発機関の所有を許容	開発機関の所有を許容	主管研究機関※
	関連 規定	Bayh-Dole Act	産業活力再生特別措置法 (2007年産業技術力強化法に より関連内容が移管)	技術の移転および事業化 促進に関する法律、 科学技術基本法 (国家研究開発事業の管理など に関する規定)
	導入 時期	1980年	1999年	2002年
政府 発注 事業	対象 分野	「研究」「開発」などに 関して、連邦政府による全 ての調達契約	S/W 請負契約	S/W 用役などの用役契約
	特許 帰属 主体	開発機関の所有を許容	開発機関の所有を許容	政府-開発機関の 共同所有 (開発機関の所有不可)
	関連 規定	Bayh-Dole Act (Federal Acquisition Regulation)	産業技術力強化法	契約例規
	導入 時期	1980年	2007年	2009年9月

※研究開発課題を主管する開発機関として、主管研究機関の管理下で多数の開発機関が実際の研究開発を遂行し、特許を創出

Q1. 政府事業(研究開発事業、発注事業)によって生み出された特許について、民間の所有や活用を拡大するのは、公共益の観点から考えると損なのでは？

○政府事業によって創出された特許を政府が所有して死蔵させるより、民間活用が国全体に利益になると判断し、

- 2000年代以降、「技術移転・事業化促進法」、「科学技術基本法」などに基づいて開発企業の特許所有を許容してきた。米国・日本などの先進国も同制度をすでに導入(米'80、日'99)している。

○ただし、国家安全保障・公共益を目的とする場合には、特許を国家所有にできるよう、法令に規定(科学技術基本法第11条の3①)しており、

- 同方案による国防研究開発の成果を民間で活用する方案についても、国が特許を所有(少なくとも共同所有)するという原則を維持しつつ、国防研究開発の成果の民間活用を許容している。

Q2. 政府発注事業によって生み出された特許を発注事業の参加企業が所有する場合、その後の政府事業に支障をきたすおそれはないか？

○政府発注事業によって創出された特許が国家安全保障・セキュリティーなどに関連するもの場合は、政府がその特許を所有し、

○政府発注事業の参加企業が契約当事者間の協議を通して特許を所有する場合にも、政府の特許権行使は制限する計画

Q3. 公共機関が有している特許について、「専用実施または売却」の要件を緩和して少数の企業に移転することは、当該企業に対する特恵になるのでは？

○公共機関の保有特許の移転によって、事業化への投資を促すためには「専用実施または売却」のようなインセンティブが欠かせない。

- ただし、公共機関の保有特許を民間に移転する際、少数の企業に対する特恵を防止するため、「通常実施」の原則を維持しつつ、

- 特許を活用するに「専用実施または売却」が必要である場合、公開競争を通して公正かつ透明な手続きによって選定する計画

Q4. 政府発注事業によって創出された特許について、当事者間の協議を通して特許帰属主体などを決めるため、政府の優越的な地位によって参加企業が特許を単独所有する可能性がないのでは？

○同方案は、用役など政府発注事業によって技術を直接開発した企業などが特許を所有できるようにしたということに意義がある。

○まだ、政府発注事業の参加企業による特許の単独所有を十分に補償しているのではないが、特許の活用促進に向けて政府発注事業の参加企業による特許所有が最大限拡大されるよう、政策的な取り組みを進めていく予定

- そのために「政府」と「政府発注事業の参加企業」の間でバランスのとれた利益を上げられる「契約標準モデル」を開発・普及し、
- 政府発注事業によって生み出された特許を活用した国内・国外の優秀な事業化例を掘り起こし、公共の分野に拡散させる計画だ。

※米国・日本などの政府発注事業の契約事例を参考して、契約標準モデルを開発